

# 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名 (地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
白鷹町	貝生・海生地区 (貝生一、貝生二、貝生三、海生)	令和4年3月4日	令和5年3月29日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7.5 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	4.2 ha
③地区内における70歳以上の農業者の耕作面積の合計	8 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	7 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0.39 ha

注：④の面積は、以下の「5 中心経営体」の「備考（今後引き受ける意向のある耕作面積）」欄の合計の面積を記載します。

## 2 対象地区の課題

農家が少なく、農地の貸借は少ないほか、未整備の土地がほとんどであるため、集積等も難しい。将来的には耕作地のすみわけも検討しながら、日本型直接支払制度の有効活用により、集落全体で農地の保全や農業を通じた地域の維持管理に務めていく。

注：「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載します。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

耕作地のすみわけも検討しながら、日本型直接支払制度を活用し共同作業を行うなど中心経営体だけでなく、集落全体で農地の保全・農村の維持に努めていく。

注：「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と町が判断する集落営農及び町の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。